別紙１

仕　様　書

１　件　　名

港区立中学校海外修学旅行事業業務委託

２　履行期間

令和９年４月１日から同年１２月２８日まで

３　対象者・行先・行程等

対 象 者	港区立中学校第３学年の全生徒（特別支援学級の生徒を含む。） 対象校は別紙１のとおり
旅行人数	生徒８５８名、引率者１１６名
実施時期	令和９年５月から同年９月までの期間の中で各校３泊５日 各校の予定実施時期は別紙２（日程表）のとおり
旅 行 先	シンガポール
主な行程	１日目：午前に空港から航空機で、夕方シンガポール着 ２日目：体験学習 ３日目：体験学習 ４日目：体験学習 夜に航空機でシンガポール発 ５日目：朝に空港着、その後帰校
ホテル泊	３泊
機 内 泊	１泊（復路）

※日程表に変更がある場合は、発注者と受注者で協議して決定する。

※旅行人数、行程、ホテル、機内の泊数については、参加生徒の状況、航空便の関係等により変更となる場合がある。

※２日目から４日目までの行程については、現地の状況を踏まえ、順序等が変更となる場合がある。

４　業務内容

（１）委託の目的

港区立中学校第３学年の全生徒の海外修学旅行を安全かつ円滑に実施するため、航空機の手配、宿泊先の確保、現地でのプログラム内容の調整等の業務を委託する。

（２）添乗員

ア　海外経験が豊富な添乗員を同行させること。添乗員は、本事業の趣旨を

十分理解した上で添乗業務を行うこと。

イ　添乗員は、常に所在を明らかにし、緊急事態に対応できるようにすること。

ウ　添乗員については別紙１のとおりの人数を手配すること。

エ　添乗員が現地において通訳的業務を行わない場合は、本事業のために必要な会話能力を持つ通訳を同行させること。この場合、通訳は日本からの同行を必要としない。宿泊地ごとに通訳が変わることも可とする。

（３）現地ガイド

ア　シンガポールの滞在時における全行程において、現地ガイドを手配すること。

イ　現地ガイドについては別紙１のとおりの人数を手配すること。

ウ　現地ガイドについては現地事情に精通し、日本語と英語に堪能で、生徒とコミュニケーションがとれるものとすること。

（４）航空便、交通機関等

ア　日本とシンガポール間の航空便及び現地滞在中の団体行動時の貸切バス等を手配すること。

イ　日本とシンガポール間の航空便は、過去の運行状況により安全性の高い航空会社の航空便とすること。飛行時間・ルートともに最適な条件の便を選択し、発注者と協議して決定すること。なお、原則として経由便は不可とし、生徒及び引率者の座席はまとまった配置とすること。また、機内の飲食等において追加料金が発生しない航空機とすること。

ウ　日本国内の交通機関は、以下の各コースとも、貸切バスを別紙１のとおりの台数を手配すること。

・出発時：港区指定場所（各校を想定）→空港

・帰国時：空港→港区指定場所（各校を想定）

エ　シンガポール内の移動手段は、貸切バスを別紙１のとおりの台数を手配すること。なお、貸切バスに生徒・引率者の荷物の積載が難しいと判断した場合はトラック等の輸送手段を確保すること。

オ　シンガポールへの入国審査に係る生徒及び引率者への事前の支援（入国カード、査証取得等）を行うこと。

（５）宿泊施設

宿泊場所の選定に当たっては、治安の状況に十分留意し決定すること。なお、分宿は不可とし、安全確保の観点から、現地基準において標準より高い評価を獲得している宿泊施設を手配すること。

ア　生徒

全行程を通じてスタンダードツインタイプを基本とし、１泊１食（朝食）

の設定とする。

なお、男女でフロア分けを原則とし、急病等の不測の事態に備えて保健室（男女各１室以上）を確保すること。

イ　引率者

全行程を通じてシングルタイプを基本とし、1 泊 1 食（朝食）の設定とする。

また、引率者が１日の振返り等を実施するための場所（スペース）を別途用意し、３日間利用できるようにすること。なお、当該スペースは、保健室と兼ねることを可とする。

（６）食事

ア　生徒

全行程の食事を用意すること。

食事の回数については１日目の昼食から５日目の朝食までを１日３食として用意すること。なお、1 日目の昼食と５日目の朝食については機内食とする。

また、生徒の食物アレルギーや宗教上の忌避食について、生徒及び保護者の個々の相談に応じるなどして十分配慮すること。個別該当生徒の保護者との打合せを実施し、現地レストランとの調整を行い、保護者の了解を得ること。

食事についてはジャンルに偏りがなく、シンガポールならではの料理が体験できるものとすること。また、生徒が自由に喫食できる機会を含むこと。

イ　引率者

全行程の食事を用意すること。

食事の回数については１日目の昼食から５日目の朝食までを１日３食として用意すること。なお、1 日目の昼食と５日目の朝食については機内食とする。

ウ　その他

生徒が各自で食事を選択し、購入できる機会を設けるため、現地でのフードコートでの食事を行程の中に１回は盛り込むものとする。食事の詳細は発注者と決定するものとする。その際の支払方法としては、生徒向けのキャッシュレス決済手段を用意し、食事に必要な金額をあらかじめ利用可能な状態とすること。なお、利用予定施設における使用可否を事前に確認するとともに、利用できない場合は代替の支払方法を用意すること。

（７）通信機器

ア　生徒

原則として１グループ（４人程度）１台の Wi-Fi ルーターを用意すること。

イ　引率者

引率者用に各校２台の携帯電話、引率１名につき Wi-Fi ルーター1 台を用意すること。Wi-Fi ルーターについては、各校において３台は無制限利用できるもの、残りの台数は通信量が３Ｇ以上のものにすること。

※シンガポール内で対応ができるものとすること。

（８）体験学習

各プログラムの実施日程については、全体の行程を踏まえ、受注者において適切に設定すること。

全ての学校がアからウのプログラムを行うものとする。

イについては、学校が実施するプログラムを選択できるよう、それぞれ５つ以上のプログラムを提案すること。

各プログラムの実施に当たっては、英語による説明を日本語で補足する体制を整え、英語が苦手な生徒もプログラムの内容を理解できるよう配慮すること。

また、各プログラムについては、生徒の主体的・探究的な学びにつながるよう、教材や情報提供等、学校が行う事前準備及び事後学習への支援についても提案し、事前・事後学習と連動したプログラムとすること。

プログラムについては事前に安全性を十分に確認し、生徒の安全確保に支障がある場所を避けた上で、提案を行うこと。

なお、各プログラムの具体的な内容については、受注者の提案を踏まえ、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

ア　班別散策学習プログラム

現地学生と英語を活用しながら街を巡る班別散策学習プログラムを終日で実施すること。原則として、生徒４名につき１名以上の現地学生を手配すること。

なお、散策地点等の具体的な内容については、受注者が提案すること。

また、班別散策の実施に当たっては、生徒一人ひとりの所在を把握できる対策を講じること。

イ　体験型プログラム

都市政策、環境政策、歴史文化又は異文化理解のいずれかについて深く学ぶことができ、生徒の主体的・探究的な学びにつながる体験型のプログラムを実施すること。

ウ　教育機関との連携プログラム

大学等の教育機関と連携し、生徒の主体的・探究的な学びを促進するプログラムを実施すること。

（９）事前事後学習及び打合せ

ア　各校で実施する事前事後学習について、本事業が効果的になるよう、必要に応じたサポート、助言等を行うこと。

イ　事前学習に当たっては、現地とオンラインで繋いで生徒と交流を行う学習を必須とし、内容は各校と協議の上決定すること。また、学習テキストとして、プログラムの実現にふさわしいシンガポールの情勢が分かる資料、現地での生活についての諸注意、日常英会話の簡単なテキスト等の資料を提供し、必要に応じて説明すること。

ウ　実施前の学習日に、担当者を各校５回程度出席させ、旅行手続や諸注意等の説明を行うこと。添乗員も最低１回以上出席させ、引率者との十分な打合せを行うこと。

エ　旅行の実施後に、実施前後における生徒の意識・行動の変化等を確認する効果検証を実施すること。効果検証の結果は、令和９年１０月３１日までに結果を報告すること。

※発注者が理解しやすい効果検証の内容を提案するものとする。

※具体的な内容は受注者の提案を発注者と協議の上、決定する。

オ　実施後においても、必要に応じて担当者及び添乗員を研修や打合せに出席させること。

（１０）保護者等への対応

ア　参加する生徒の保護者の旅行全般に係る電話等による相談に応じること。

イ　特別な配慮が必要な生徒の対応について、区が配置する介助員や医療的ケアを行う看護師の活用を含め、発注者及び各校と十分に検討の上、必要な措置を講ずること。

ウ　生徒が参加している間、保護者からの問合せを２４時間体制で受けられるように保護者向けの連絡先を周知すること。

（１１）保険

疾病、怪我などの参加者に発生した医療費や賠償責任、発注者が負担する緊急対応費用、航空機の欠航時の補償を含む保険について加入すること。なお、保険については保護者が任意で別保険に入る必要がないように補償については十分に網羅されている内容であること。

５　業務実施計画書の提出

受注者は業務実施に当たり、契約締結後速やかに、全体の行程、業務責任者と担当者の氏名等を記載した業務実施計画書を提出し、発注者の承認を得ること。

6　旅行計画書及び危機管理体制マニュアルの提出

受注者は業務実施に当たり、各校実施２か月前までに、以下の資料を提出すること。

（１）旅行計画書

日時、行程、業務責任者の氏名及び連絡先等を記載した旅行計画書を提出し、発注者の承認を得ること。

（２）緊急時等の危機管理体制マニュアル

ア　受注者は事前に危機管理体制（急病、災害発生時等の連絡体制図）の詳細資料を提出すること。

イ　現地及び移動中の事故、急病、その他の緊急事態が発生した場合でも、迅速な対応が出来る体制を組んでおくこと。

ウ　事故等の発生時には、現地警察、病院、航空会社等と連携し、事故等に関する情報収集を行い、発注者との緊急連絡機能を果たすこと。なお、現地病院等についても危機管理体制の詳細資料に明記すること。

エ　令和３年６月文部科学省「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」及び「学校危機管理マニュアル（令和７年６月修正）」（東京都教育委員会）を踏まえ、校外活動における危機の未然防止及び災害等発生時の対応について事前に検討し、全行程において安全確認を行い、利用する交通手段や利用サービスが法令に基づく適切な登録・許可を受けているかを発注者に報告すること。

オ　受注者は海外修学旅行時、常に発注者に連絡可能な体制を整え、連絡先について発注者に報告すること。

カ　世界情勢やシンガポールの情勢等を踏まえ、シンガポールへの渡航又は提案したプログラムの実施が困難となる場合に備え、国内で実施する代替プログラムを用意すること。

また、シンガポール国内の情勢や気象・環境状況等により、シンガポール国内において提案したプログラムの全部又は一部の実施が困難となる場合に備え、シンガポール国内で実施可能な代替プログラムについても準備すること。

7　成果品

受注者は、業務実施報告書を令和９年１０月３１日までに発注者に提出す

ること。なお、業務実施報告書の提出に限らず、履行期間まで発注者が海外修学旅行の検討に必要な情報の提供や助言を行うこと。

また、学校ごとの参加者リストを学校の出発日後５日以内に提出すること。

８　その他諸経費等

（１）渡航に係る書類作成費手数料、空港使用料等の諸費用、規定の容量・重量内の荷物料金等は引率者及び生徒全員分とする（旅券申請費用は発注者負担とする。）。

（２）団体行動中のサービス料、税及びチップ代は全て受注者負担とする。

（３）運送機関が課す付加運賃・料金等については、全て受注者負担とする。

（４）やむを得ない理由により、行程等の大きな変更（本契約内容で対応できかねる大規模な延長・短縮、途中帰国者の発生、多額な通信・通話料金等）が生じ、保険での補償が適用されない場合は、双方協議を行うこととする。

（５）４（８）の現地学生の街歩きや観光、食事等で発生する費用、見学に係る費用など現地での体験学習に係る費用は全て受注者の負担とする。

（６）通信機器等の紛失物については双方協議の上、発注者の負担とする。

９　契約方法及び支払方法

（１）航空運賃、ホテル宿泊代、食事代、保険料、旅客取扱施設使用料及び旅客保安サービス料、生徒及び引率者への事前の支援（査証取得）に係る費用については一人当たりの単価契約とし、それ以外については総価契約とする。

（２）本契約に係る支払は、単価契約分を学校ごとの実施確認後に受注者からの請求に基づき各月払いとする。総価契約分については履行後一括払いとする。また、履行後に諸経費の明細を提出すること。

（３）生徒及び引率者への事前の支援（査証取得）に係る費用、紛失物に係る費用については、履行後の一括払いとする。

１０　取消料

生徒及び引率者の都合による不参加が確定した場合、発注者は受注者と協議の上、旅行条件説明書（発注者を相手方とする受注者の交付する海外受注型企画旅行用）に基づく１人当たりの所定の取消料を支払うものとする。

また、発注者の事情又は現地受入体制等のやむを得ない事情による解除についても同様に取消料を支払うものとする。

取消料については、最初の利用予定便の搭乗予定日の１４日前を経過した航空機欠航補償分の保険料も含めるものとし、受注者は明細を発注者に提示すること。

１１　個人情報の取扱い

（１）受注者は、個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び別紙３「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならないものとする。

（２）この業務委託により知り得た個人情報の秘密保護に万全を期し、本事業の目的以外に個人情報を使用してはならない。

（３）受注者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク又は同等の認証機関が定める認定資格を取得していること。

（４）受注者は個人情報の取扱いに関する責任者を設置し、従事者に対する個人情報の適正な管理、保護について徹底すること。

（５）受注者は、従事者への個人情報取扱に関する研修の実施と書面による区へ報告を行うこと。

（６）受注者は当該業務に従事する者を限定し、業務に従事する者の氏名、所属、連絡先を記載した名簿及び個人情報保護に関する誓約書を契約締結後、速やかに区に提出すること。

（７）本業務で、受注者が所有するコンピュータ（サーバ、パソコンや携帯情報端末等の端末装置）や受注者が利用するクラウドサービスに個人情報（個人情報を含む電子データ）を保管する際は、港区情報安全対策指針や国が定めたセキュリティ対策ガイドラインに基づき、以下の事項を順守すること。

ア　専用線又は専用線に準じた安全性を持つネットワークで接続されたクラウドサービスやコンピュータにのみ個人情報を保管すること。

イ　コンピュータを使用する従事者ごとにユーザＩＤ及びログインパスワードを設定し、個人情報へのアクセス制限をすること。

ウ　個人情報を保管する際は、暗号化、パスワード付与等の漏えい防止対策をすること。

エ　本業務で利用するコンピュータには、最新のウイルス検知ソフトを導入し、ウイルスチェックを行うこと。また、ウィニー等の不特定多数のユーザとファイルを共有できるソフトの導入は禁止する。

オ　従事者の個人が所有するコンピュータ及び外部記録媒体を本業務に使用することを禁止する。

（８）発注者が提供する参加者名簿及び業務実施に伴い受注者が収集する個人情報の記録媒体は、当該事業の終了後、紙や持ち運びのできる記録媒体については速やかに発注者に返還し、パソコンのハードディスク等持ち運びのできない記録媒体については廃棄又は消去をすること。

（９）受注者は、帳票類及び外部記録媒体に記録されたものを含む個人情報の取

扱いについて、以下の事項を遵守すること。

ア　本業務での取扱いを認められた個人情報以外の個人情報の収集及び保管を禁止すること。

イ　本業務を実施する場所以外での個人情報の保管及び利用を禁止すること。

ウ　個人情報は、専用ケース等に入れて施錠した上で持ち運び、収受及び運搬状況を記録すること。

エ　受注者が所有するコンピュータに保管していた個人情報は、業務終了後速やかに削除ソフトを用いてデータ復元が不可能な措置を行い、消去報告書を提出すること。

１２　受注者の責務等

（１）受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。

（２）受注者は常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。

（３）受注者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。

（４）受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

（５）受注者は「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合、発注者と連携して適切に対応すること。

（６）受注者は、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。

（７）受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成９年港区条例第４２号）第９条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。

（８）受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。

（９）受注者は、業務上収集した区民等の個人情報を自社で使用するシステムで管理する場合は、契約締結後、速やかに発注者と協議し、承認を得ること。

（１０）受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。

１３　環境により良い自動車利用について

（１）本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア　ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ　自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成４年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

（２）電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車（ＥＶ)、プラグインハイブリッド自動車（ＰＨＶ)、燃料電池自動車（ＦＣＶ)、ハイブリッド自動車（ＨＶ）の総称を指す。

（３）適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

（４）本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成 29 年 3 月 16 日改正 28 環改車第 790 号)」に規定する評価基準Ａランク以上の車両を供給すること。

（５）上記（１）から（４）については日本国内限定の仕様とし、現地では適用しないものとするが、現地でも環境に配慮した自動車を使用すること。

１４　その他

本仕様書に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定すること。

１５　担当課

教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課先端教育担当

電話　０３－３５７８－２７８７

仕様書別紙１

学校一覧			生徒数	引率者数					合計数（生徒・引率者）	添乗員数	現地ガイド数	貸切バス台数
No.	学校名	所在地	生徒（特別支援学級を含む）	教員（事務局含む）	介助員	医療的ケア看護師	付添看護師	写真撮影事業者				
1	御成門学園 御成門中学校	西新橋3-25-30	108名	11名	1名	1名	1名	1名	123名	4名	4名	4台
2	三田中学校	三田4-13-13	130名	9名	1名	1名	1名	1名	143名	4名	4名	4台
3	高松中学校	高輪1-16-25	103名	9名	1名	1名	1名	1名	116名	3名	3名	3台
4	港南中学校	港南4-3-3	115名	9名	1名	1名	1名	1名	128名	3名	3名	3台
5	白金の丘学園 白金の丘中学校	白金4-1-12	73名	5名	1名	1名	1名	1名	82名	2名	2名	2台
6	六本木中学校	六本木6-8-16	115名	9名	1名	1名	1名	1名	128名	3名	3名	3台
7	高陵中学校	西麻布4-14-8	98名	7名	1名	1名	1名	1名	109名	3名	3名	3台
8	赤坂学園 赤坂中学校	赤坂9-2-3	62名	7名	1名	1名	1名	1名	73名	2名	2名	2台
9	青山中学校	北青山1-1-9	20名	5名	1名	1名	1名	1名	29名	1名	1名	1台
10	お台場学園 港陽中学校	台場1-1-5	34名	5名	1名	1名	1名	1名	43名	1名	1名	1台
合計人数			858名	76名	10名	10名	10名	10名	974名	26名	26名	26台

※生徒人数･引率者数については加減があるものとする。

令和９年度（2027年度） 海外修学旅行　日程表

仕様書　別紙２

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
2月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日			
3月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
4月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
5月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	お台場学園港陽中					土	日	月
6月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
	港南中						三田中							御成門中							高松中							高陵中			
7月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					赤坂学園赤坂中																										
8月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
9月	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
	六本木中					青山中						白金の丘中																			
10月	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日

□海外修学旅行

※人数は生徒数、（）内はクラス数

仕様書　別紙３

個人情報等取扱いに関する特記事項

令和５年４月１日改正

（基本的事項）

第１条　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）、港区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年港区条例第５３号）及び港区議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年港区条例第６７号）を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密保持等の義務）

第２条　受注者は、この契約により受託した事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

２　受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者にも、前項の義務を遵守させなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第３条　受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を委託された事務以外の用途に利用してはならない。

２　受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

（再委託）

第４条　受注者は、この契約により受託した事務の一部を第三者に再委託する必要がある場合は、あらかじめ発注者に通知し、承諾を得なければならない。

２　受注者は、この契約により受託した事務について前項の規定により第三者に再委託する場合は、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再委託先とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。また、受注者は再委託先に対して適切な監督を行い、発注者の求めに応じて、その状況を報告しなければならない。

３　前２項の規定は、再委託先が受注者の子会社（会社法（平成１７ 年法律第８６ 号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も同様とする。

（複写、複製等の禁止）

第５条　受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の

許可なく複写し、又は複製してはならない。
２　受注者は、この契約により受託した事務の範囲を越えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。
（個人情報の安全管理措置）
第６条　受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要な措置を講じなければならない。
（事故発生時等における報告及び対応の義務）
第７条　受注者は、個人情報の漏えいその他の個人情報の保護に関する事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。また、受注者は、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合は、検査、セキュリティ監査等の実地調査に対応しなければならない。
（返還及び廃棄の義務）
第８条　受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。
２　前項の規定にかかわらず、受注者は、当該個人情報を発注者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう、電磁的記録媒体の物理的な破壊、消去、溶解、裁断その他当該個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。
（契約の解除、公表措置及び損害賠償義務）
第９条　発注者は、受注者が個人情報等取扱いに関する特記事項に掲げる義務に違反し、又は義務を怠った場合は、この契約を解除することができる。
２　前項の場合において、発注者は、その事実を公表することができる。
３　第一項の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も同様とする。
（監査・検査への協力等）
第１０条　発注者は、受注者がこの契約により受託した事務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、個人情報等取扱いに関する特記事項に基づき、必要な措置を講じていることを確認するため、受注者に報告を求めることができる。
２　発注者は、受注者に通知し、個人情報の管理状況について監査・検査を実施することができる。再委託先についても同様とする。
（電磁的記録媒体の保管）
第１１条　受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を施錠して保管しなければならない。
（電磁的記録媒体の搬送）
第１２条　受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録し

た電磁的記録媒体を持ち出す場合は、電磁的記録の暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施し、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。

仕　様　書（別記）

港区立中学校海外修学旅行事業業務委託について、仕様書項番１１個人情報の取扱い（８）、（９）エ及び仕様書別紙個人情報等取扱いに関する特記事項第８条に関する取扱いについて、下記のとおり、仕様書（別記）を定めることとする。

記

１　個人情報の返還、廃棄及び削除の義務の留保について

（１）受注者は、損害賠償義務を定める旅行業約款に基づき、個人情報の返還、廃棄及び削除の義務を留保することができる。

（２）留保の期間は、令和１０年１２月２８日までとする。

２　個人情報の取扱いについて

（１）上記１（１）に基づき、個人情報の返還、廃棄及び削除の義務を留保する場合、仕様書別紙３個人情報等取扱いに関する特記事項（第８条第１項を除く。）を順守しなければならない。